

出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則 第19条)

疾患名	出席停止期間
1. インフルエンザ	発症した日を0日とし、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
2. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3. 麻疹	解熱後3日を経過するまで
4. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5. 風しん	発疹が消失するまで
6. 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
7. 咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
8. 結核・髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
9. その他	*その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き第3種の感染症として措置をとる

- 症状には個人差がありますので、出席停止期間中は十分休養をとり、医師の許可が出てから学校に登校してください。出席停止期間中は、不必要な外出や友人との接触は避けていただきますよう、宜しくお願いします。
- 保護者の皆様の正しいご理解とご協力をお願い申し上げます。

宝仙学園中学・高等学校 保健室

感染症登校許可書

宝仙学園中学高等学校 年 組 番

氏名 _____

生年月日 年 月 日生

病名

- ・ インフルエンザ A型 ・ B型
- ・ 麻疹
- ・ 風疹
- ・ 流行性耳下腺炎
- ・ 水痘
- ・ 百日咳
- ・ 溶連菌感染症 (中学生のみ)
- ・ その他 ()

発症日 年 月 日

※発症した日を0日としてください

登校許可日 年 月 日

上記病名で治癒しました。

年 月 日

住所

医師

印